

平成31年度市民税・県民税申告からの主な変更点について

1. 配偶者控除の見直し

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合に対象になります。

平成31年度の申告からは、納税者の合計所得金額に応じて控除額が変わります。配偶者控除の控除額は、表1のとおりとなります。

また、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできません。

表1

配偶者の合計所得金額 (38万円以下)	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

2. 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、123万円以下の場合に対象になります。

平成31年度の申告からは、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下に引き上げられました。また、納税者の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

配偶者特別控除の控除額は、表2のとおりとなります。配偶者の合計所得金額によって、控除額が段階的に変わります。

表2

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

3. 障害者控除の改正

平成31年度の申告から、合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者控除の適用ができなくなりました。これに伴い、この配偶者控除の適用外となる納税者の配偶者が、障害者または特別障害者である場合に、引き続きその方の障害者控除を適用できるよう新たに「同一生計配偶者」という定義が設けられました。

「同一生計配偶者」とは、納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下である方になり、改正前の控除対象配偶者と同じ意味になります。

上記の「同一生計配偶者」が障害者である場合、障害者控除の適用が可能となります。

なお、青色事業専従者として専従者給与の支払いを受けている方、白色事業専従者に該当する方は除きます。